

国税通則法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改正後

改正前

(口座振替納付に係る通知)

第一条の四 法第三十四条の二第一項(口座振替納付に係る通知等)に規定する財務省令で定めるものは、次の各号のいずれかの方法による通知とする。

一 省略

二 納付書記載事項に係る電磁的記録(法第三十四条の六第三項(納付受託者の帳簿保存等の義務)に規定する電磁的記録をいう。第七条第三項(納付受託の手続)、第十一条の六第四項第二号(株式等の内容に関する事項等)及び第十一条の九第一項(電磁的記録に記録された事項の表示等)において同じ。)を電子情報処理組織を使用して送信する方法

(映像等の送受信による通話の方法による再調査の請求に係る口頭意見陳述等)

第十一条の七 令第三十一条の三(映像等の送受信による通話の方法による再調査の請求に係る口頭意見陳述等)に規定する方法によつて同条に規定する口頭意見陳述の期日における審理を行う場合には、再調査の請求人及び参加人(同条に規定する参加人をいう。以下この条において同じ。)の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であつて令第三十一条の三に規定する再調査審理庁が相当と認める場所を、再調査の請求人及び参加人ごとに指定して行う。

(映像等の送受信による通話の方法による審査請求に係る口頭意見陳述等)

第十一条の八 令第三十三条の三(映像等の送受信による通話の方法による審査請求に係る口頭意見陳述等)に規定する方法によつて同条に規定する口頭意見陳述の期日における審理を行う場合には、審理関係人(同条に規定する審理関係人をいう。以下この条において同じ。)の意見を聴いて、当該審理に必要な装置が設置された場所であつて担当審判官が相当と認める場所を、審理関係人ごとに指定して行う。

(口座振替納付に係る通知)

第一条の四 同上

一 同上

二 納付書記載事項に係る電磁的記録(法第三十四条の六第三項(納付受託者の帳簿保存等の義務)に規定する電磁的記録をいう。第七条第三項(納付受託の手続)、第十一条の六第四項第二号(株式等の内容に関する事項等)及び第十一条の七第一項(電磁的記録に記録された事項の表示等)において同じ。)を電子情報処理組織を使用して送信する方法

(電磁的記録に記録された事項の表示等)

第十一条の九 省略

2・3 省略

附則

(施行期日)

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、令和二年四月一日から施行する。

(国税通則法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

2 国税通則法施行規則の一部を改正する省令(平成三十一年財務省令第十二号)の一部を次のように改正する。

附則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、別紙第1号書式備考5及び12、別紙第2号書式備考4、別紙第2号の2書式備考1、別紙第4号書式備考1、別紙第7号書式備考1、別紙第8号書式備考1並びに別紙第10号書式備考の改正規定は、令和元年七月一日から施行する。

(電磁的記録に記録された事項の表示等)

第十一条の七 同上

2・3 同上

附則

この省令は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、別紙第1号書式備考5及び12、別紙第2号書式備考4、別紙第2号の2書式備考1、別紙第4号書式備考1、別紙第7号書式備考1、別紙第8号書式備考1並びに別紙第10号書式備考の改正規定は、平成三十一年七月一日から施行する。